○国土交通省告示第六百一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成三十年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成三十年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　宮川
　昭和六十三年建設省告示第千五百九十二号で指定した土地の区域

○国土交通省告示第六百二号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成三十年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　秋田県神成地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を一級河川阿仁川左岸官民地境界線に沿って結んだ線、標柱三号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

秋田県北秋田市阿仁前田
字神成　四番　一号
　八三番一三　二号
字倉ノ岱　二四番　三号
　一番一　四号
字神成　二五五番一　五号
　二五四番三　六号
　二四六番七　七号
　二四六番　八号

○国土交通省告示第六百三号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成三十年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　新潟県他屋ノ上地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線、標柱十一号と十二号を県道上越糸魚川自転車道線に沿って結んだ線、標柱十二号から二十号までを順次結んだ線及び標柱二十号と一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市名立区名立小泊
字浜平　三一番三　一号
　四二番四　二号
字棚畑ケ　四三番一　三号
字船屋敷　七〇四番　四号及び五号
　七二七番　六号
字コグウチ　五六六番一　七号
字ナメトコ　七六六番一　八号
字山王前　四八一番九　九号
　四九八番五　十号
　四七一番一一　十一号
字上ノ山　三七四番二　十二号
　三七一番一　十三号
字大泊り　二九二番　十四号
　二九五番　十五号
字越尾戸　二一九番一　十六号
　一五一番二　十七号
字カラハシ　一一四番一　十八号
　一〇二番二　十九号
字坂下　三八番二五　二十号

○国土交通省告示第六百四号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成三十年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　石川県狼煙地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県珠洲市狼煙町
へ　八一番一　一号
　三八番一　二号
　五番一　三号
ホ　一四一番一　四号
イ　一九四番乙　五号
　七五番甲　六号
　七一番　七号

○国土交通省告示第六百五号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成三十年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　長野県裏立屋地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

長野県上水内郡小川村大字小根山
字道清　七六五一番　一号
字稲場　七五二〇番一　二号
字清水　七五七二番　三号
字古城平　七九九五番一　四号
字小立屋　七九一六番五　五号
字大ノ田　七二三〇番　六号

○国土交通省告示第六百六号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成三十年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　和歌山県長野地すべり防止区域
　和歌山県田辺市長野地内四等三角点長野小学校を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

基準点から一四九度七分五秒　二九一・〇九〇メートルの地点　一号
標柱一号から八二度二五分五五秒　一三七・〇六三メートルの地点　二号
標柱二号から五二度四四分五八秒　九五・七三〇メートルの地点　三号
標柱三号から三三度〇分一秒　八一・三一四メートルの地点　四号
標柱四号から七八度三三分三六秒　一二〇・一〇三メートルの地点　五号
標柱五号から七二度二九分二秒　一七〇・三一九メートルの地点　六号
標柱六号から一〇九度二分四一秒　一八五・八〇一メートルの地点　七号
標柱七号から一三七度三分二六秒　六八・八三一メートルの地点　八号
標柱八号から一七〇度四八分三八秒　二二〇・四四六メートルの地点　九号
標柱九号から二四二度五分二九秒　四六六・八七六メートルの地点　十号
標柱十号から二七八度六分五一秒　一一二・九五メートルの地点　十一号
標柱十一号から三一二度二五分八秒　二九五・八六六メートルの地点　十二号

○国土交通省告示第六百七号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成三十年四月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　鳥取県筒地地すべり防止区域
　次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を一般県道泊絹見青谷線道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

鳥取県東伯郡湯梨浜町大字筒地
字渉り　三三二番地先道路敷　一号
字大門　四七九番三　二号
字向平　四四九番七地先道路敷　三号
　四三九番　四号
字勝負谷　四三八番　五号
　三九四番九　六号
　三八三番一地先道路敷　八号
鳥取県東伯郡湯梨浜町大字石脇
字野羅　二四三番一　七号

○環境省告示第三十七号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令（昭和四十六年政令第二百一号）別表第一第一号イ㈱の規定に基づき、環境大臣が海洋環境の保全の見地から有害である物質として指定する油性混合物（平成二十六年五月環境省告示第七十四号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成三十年四月十一日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるものに改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。